

○国立大学法人筑波技術大学経営戦略会議規程

〔平成17年10月3日〕
規程第12号

最終改正令和7年3月28日規程第18号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則(平成17年規則第1号)第20条の規定に基づき、経営戦略会議(以下「戦略会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 戦略会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 戦略的経営に関すること。
- (2) 予算の要求に関すること。
- (3) 予算の立案に関すること。
- (4) 予算の配分方針に関すること。
- (5) 決算に関すること。
- (6) 不動産の取得及び処分に関すること。
- (7) その他財務会計に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 戦略会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 学長が指名する副学長
- (4) 産業技術学部長
- (5) 保健科学部長
- (6) 共生社会創成学部長
- (7) 障害者高等教育研究支援センター長
- (8) 保健科学部附属東西医学統合医療センター長
- (9) 事務局長
- (10) その他学長が指名する者 若干名

(任期)

第4条 前条第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 戦略会議に委員長及び副委員長を置き、委員長は学長をもって充て、副委員長は

第3条第2号の委員のうちから委員長が指名する。

2 委員長は、戦略会議を招集し、議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(定足数)

第6条 戦略会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことはできない。

2 戦略会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(事務)

第7条 戦略会議に関する事務は、財務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、戦略会議が定める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月27日から施行し、改正後の国立大学法人筑波技術大学経営戦略会議規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。